

岐阜県防災会議に関する条例

昭和 37 年 7 月 10 日

条 例 第 29 号

岐阜県防災会議に関する条例をここに公布する。

岐阜県防災会議に関する条例

(総則)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十五条第八項の規定に基づき、岐阜県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 防災会議の委員は、災害対策基本法第十五条第五項に掲げる者六十人以内とする。

- 2 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置く。
- 3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第三条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから知事が命ずる。
- 3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(部会)

第四条 防災会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十年九月二十七日条例第二十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二十四年十月二日条例第五十九号)

この条例は、公布の日から施行する。